

第4章 プランの推進

1. 男女共同参画推進体制の確立

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野においてジェンダー平等、男女共同参画の視点が常に確保されることが必要です。プランの推進に当たっては、次の推進体制等で施策を展開していきます。

(1) 男女共同参画推進本部

男女共同参画社会の実現に向けて、市長を本部長とする、男女共同参画推進本部において、プランの策定及びプランに基づく施策の企画・推進等を行い、総合的かつ効果的な施策の実施を図ります。

男女共同参画推進本部幹事会議・実務担当者会議を定期的開催するとともに、研修の実施など推進本部を通じて、市職員が施策の企画立案・実施において、男女共同参画の視点をもって取り組むよう庁内の意識啓発に努めます。

(2) 男女共同参画審議会

学識者や市議会議員、関係団体、公募市民で構成する「男女共同参画審議会」において、男女共同参画プランの策定や推進、施策の進捗状況、その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する事項について調査・審議をしていただき、その提言や御意見等を踏まえて、本市が行う男女共同参画社会の実現に向けた総合的施策の推進を図ります。

(3) 男女共同参画推進センター

「市立男女共同参画推進センター(ふらっと ねやがわ)」を、男女共同参画社会を実現するための諸事業の推進拠点施設として位置付け、市民との協働でプランの目標を達成するよう、次の事業の充実を目指します。

| | |
|--------------|--|
| ①講座等 | 男女共同参画の視点からの講座等の実施 |
| ②相談 | 女性の心の悩み相談（カウンセリング）の実施 女性のための法律相談の実施 男性のための悩み相談（カウンセリング）の実施 |
| ③情報・資料の収集・提供 | 男女共同参画の視点からの資料や図書、ビデオ等の収集・提供 |
| ④活動支援 | 男女共同参画を推進する自主活動への支援 |
| ⑤交流 | 男女共同参画の推進に向けた個人やグループの交流、ネットワークづくりの支援 |
| ⑥一時保育 | 講座等に安心して参加できるような支援 |

2. 市民・関係機関等との連携

(1) 市民等との協働

男女共同参画社会の実現には、行政だけでなく市民、地域団体、企業等がそれぞれの役割を果たすことが不可欠です。市民、地域団体、企業等において男女共同参画社会の形成に資する活動が主体的に取り組みられるよう支援するとともに、パートナーシップに基づいた協働の取組を推進します。

(2) 関係機関等との連携強化

本計画の実効性を高めるために、国・大阪府の機関や近隣市町村及び関係団体等と緊密な連携を図ります。特にDV対策については、配偶者暴力相談支援センターの機能を有する大阪府女性相談センター及び大阪府中央子ども家庭センターや警察との連携を深めて、緊急対応と自立支援の体制を強化します。

3. プランの進行管理

プランに掲げた取組について、毎年度、事業の実施状況を把握・検証し、男女共同参画審議会において施策の進捗状況の評価を行います。その結果は、広く市民へ公表するとともに、以後の施策に適正に反映するよう努めます。

プランの実効性と計画性を高め、できる限り市民に分かりやすいものとするため、基本目標ごとに代表的な指標について目標数値を設定し、達成に向けて計画的に取り組めます。

4. 計画推進のための目標値

| 基本目標 | 指標 | 第4期プラン策定時 | 令和2年4月1日現在 | 第4期プランの目標値 | 第5期プランの目標値 | 頁 |
|------|--|---------------------------|---|------------|---------------|----|
| I | 審議会等委員への女性委員の登用比率 | 26.3% 平成22年4月1日現在 | 27.3% | 30.0% | 40%以上、60%以下 | 17 |
| I | 女性委員のいない審議会等の割合 | 24.0% 平成22年4月1日現在 | 4.2% | 0% | 0% | 17 |
| I | 市職員の女性管理職比率 | 係長以上 16.2% 平成22年4月1日現在 | 係長以上 17.8% | 係長以上 30.0% | 係長以上 30% | 17 |
| I | 市男性職員の育児休業取得率 | — | 6.9% 平成30年度 | — | 30% | 23 |
| I | 通年保育所等利用待機児童数 | — | 0人 | — | 0人を維持 | 23 |
| I | 一般事業主行動計画の策定状況 (101人以上の事業所) | — | 次 51.7% ^{※1} 令和元年度 | — | 次 100% | 23 |
| | | — | 女 37.9% ^{※2} 令和元年度 | — | 女 100% | 23 |
| II | デートDVの認知度(中学生～大学生) | — | 中学生 39.5% 高校生 69.2% 大学生 77.9% | — | 中・高・大 全て 100% | 25 |
| II | 相談できる人が「いない」の割合(小学生～大学生) | — | 小学生 11.5% 中学生 9.5% 高校生 10.8% 大学生 15.2% | — | 現状より割合を下げる | 25 |
| II | 性的少数者又はLGBTについての認知度 | — | 84.3% 令和元年度 | — | 100% | 29 |
| III | 「男は仕事、女は家庭」というように性別によって役割を分担する考え方に共感しない市民の割合 | 61.0% 平成22年度 | 62.1% 令和元年度 | 70.0% | 100% | 33 |
| III | 「男女共同参画社会」の言葉の認知度 | — | — | — | 100% | 33 |
| III | SDGsについての認知度 | — | 22.4% 令和元年度 | — | 70% | 37 |

※1：次は、次世代育成支援対策推進法における一般事業主行動計画を意味します。

※2：女は、女性活躍推進法における一般事業主行動計画を意味します。

プランの推進イメージ図

